

史跡指定相当の埋蔵文化財包蔵地における保存活用案の作成業務受託候補者評価要領

## 1 目的

本要領は、企画提案に係る提出書類等の評価基準及び評価点を定めるものである。

## 2 評価項目・基準

### (1) 本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地

本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地について、以下のとおり評価する。

計算方法（配点：5点）			
採点基準	A：京都市内	B：京都市を除く関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県）	C：左記以外
点数	5点	2点	0点

### (2) 業務履行実績（第2号様式）

過去に、国指定史跡又は公共施設における整備・改修を含む業務について、下記の件数について評価する。

計算方法（配点：10点）							
採点基準 （履行完了件数）	A：国指定史跡3件以上	B：国指定史跡2件以上	C：国指定史跡1件以上	D：公共施設3件以上	E：公共施設2件以上	F：公共施設1件以上	G：0件
点数	10点	8点	5点	3点	2点	1点	0点

### (3) 技術提案書

#### ア 実施方針

仕様書を的確に踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な方法等が提案されているか。

#### イ 提案項目

##### (7) 提案内容の的確性

史跡の特性を踏まえた提案となっており、論理的な説明がなされているか。

(イ) 提案内容の実現性

応募事業者の同種又は類似業務に関する知見や適切な根拠資料等を反映した具体的な提案内容となっているか。

計算方法（配点：20点×3項目）※各項目において共通						
採点基準	A:非常に優れている	B:優れている	C:おおむね妥当である	D:不十分な点がある	E:評価すべき点がほとんどない	F:評価すべき点が全くない
点数	20点	16点	12点	8点	4点	0点

(4) 見積金額（該当書類：第4号様式）

本業務に係る見積金額について、以下の5段階で評価する。

※予定価格を超えるものは失格

計算方法（配点：15点）					
採点基準	A	B	C	D	E
点数	15点	12点	9点	6点	3点

- A = 最低価格以上、 $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 1/5)$  未満  
B =  $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 1/5)$  以上、 $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 2/5)$  未満  
C =  $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 2/5)$  以上、 $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 3/5)$  未満  
D =  $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 3/5)$  以上、 $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 4/5)$  未満  
E =  $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 4/5)$  以上、予定価格以下

### 3 評価点

- (1) 委員は、2の各項目について評価を行い、評価点を算出する。
- (2) 各委員の評価点の平均（小数点第二位を四捨五入したもの）を最終評価点とする。
- (3) 最終評価点が総合計点（90点）の6割以上を獲得した者の中から、最も評価が高い者を受託候補者として選定する（プロポーザルは1者のみの応募でも成立するが、その場合でも最終評価点が総合計点（90点）の6割以上となることを条件とする）。